

**第3回南相馬市自治基本条例に関する市民懇談会
会 議 録**

会議名称	第3回南相馬市自治基本条例に関する市民懇談会					
開催日時	平成19年 4月24日(火) 18:30~20:40					
開催場所	原町区役所2階第1会議室					
議長	会長 若松 蓉子					
	分野・キーワード	委員名		研究会委員所属	研究会委員名	
1	女性団体	おかざき きぬえ 岡崎 絹江	○	人事法務課	羽山 時夫	—
2	ボランティア	ただの まもる 唯野 守	—	自治振興課	平田 良親	○
3	中間支援組織	おばた けいこ 小畑 瓊子	○	市民課	椀台真喜子	—
4	まちづくり	にしやま たねお 西山 種大	○	高齢福祉課	渡邊 幸以	—
5	子育て	たかだ けいこ 高田 恵子	○	観光交流課	今野 浩宗	—
6	障がい者支援	あおた よしゆき 青田 由幸	○	土木課	吾妻 庄吾	○
7	文化活動	もりおか こう 森岡 こう	—	教育総務課	新田 正英	—
8	国際交流	わかまつ ようこ 若松 蓉子	○	議事係	小林総一郎	—
9	高齢社会	すずき たかのり 鈴木 孝紀	○	地域振興課	小高 千舟	—
10	交流	はこざき しゅんいち 箱崎 俊一	—	地域振興G	但野 真敏	—
11	I J Uターン	いけだ よしお 池田 悦郎	○	地域振興課	岡田 淳一	—
12	公募(小高区)	あおた としゆき 青田 利幸	○	情報政策課	木村 浩之	—
13	公募(小高区)	えねい とみお 江井 富雄	—	都市計画課	鈴木 隆	—
14	公募(小高区)	すずき きよのぶ 鈴木 清延	○	地域振興課	丸山 光清	—
15	公募(鹿島区)	まつだ ふみお 松田 文男	○	企画経営課	林 秀之	—
16	公募(鹿島区)	こしの せつこ 越野 節子	○			
17	公募(鹿島区)	こんの めぐみ 今野 愛	○	事務局		
18	公募(原町区)	むらた かずみ 村田 和美	—	企画経営課	紺野 昌良	○
19	公募(原町区)	まえだ ひでこ 前田 英子	—		庄子 まゆみ	—
20	公募(原町区)	おかだ きよ 岡田 規代	○		横田 美明	○
出席状況	市民懇談会 : 出席 14名 欠席 6名 研究会 : 出席 2名 欠席 13名					

1. 開会

2. 会議

- 本日の予定は、原町市まちづくり基本条例の検証及び他市条例の比較研究ということになっています。

原町市まちづくり基本条例と4つの他自治体の条例、ニセコ町まちづくり基本条例、杉並区自治基本条例、多治見市市政基本条例、岸和田市自治基本条例を比較し、自治基本条例とはどんなものなのかを見ていきたいと思いますが、この進め方で宜しいでしょうか。

- 南相馬市の良いところ、悪いところを分析し、今、まちがどのような状態にあるのかを踏まえ、今後どのようなまちづくりをしていくのか、なぜ条例が必要なのか、条例はそれを実現するためにどうあるべきなのかを、まず、議論すべきだと思います。

また、懇談会の委員である私たちは、条例策定のどこまでかかわるのかを明らかにしておく必要があると思います。最後までかかわることができるのでしょうか。懇談会の手を離れた後で、市が内容を大幅に変更するようなことはないのでしょうか。

- この懇談会では、原町市まちづくり基本条例をどの様に位置付けるのでしょうか。

原町市まちづくり基本条例についてですが、やわらかい文章も良いのですが、やや具体性に欠け、また、格調的にも他自治体の条例と比較すると劣るような気がします。

- 原町市まちづくり基本条例は、ひとつのたたき台として扱って良いのではないかと考えます。

条文の表現等については、今後の検討で良いのではないかと思います。

- 今のまちがどういう状態にあるのか、今後どういうまちづくりをするのが大切だと思います。自治基本条例がもつべき性格を十分に理解して策定していく必要があると思います。

- どのようなまちにしていきたいかということについて、委員が共通理解に立つことが重要であり、その共通理解の基での基本条例であるべきと思います。

- なぜ、基本条例が制定されたのかという経緯が重要であると思います。

先進自治体が、どういう経緯で自治基本条例を制定するに至ったのかを学ぶ必要があると思います。

自治基本条例は、最高規範として位置付けられている場合が多いようです。その意味から他条例とは異なる「重み」を備える必要があると思います。条例制定に至る経緯をしっかりと捉えることで「重み」を備えることができると思います。

- まちの現状を把握すること、どの様なまちにしたいのかを明らかにすることは、自治基本条例を策定するうえで重要なことであると考えています。この点については、次回以降、順次議論していくこととし、今日は、委員が、自治基本条例とはどのようなものなのかについて共通理解を得られるよう、条例の比較をしてみるという手段を用いてはいかがでしょうかとの提案であります。

懇談会は、条例に盛り込む内容について検討を行うこととされており、具体的な条文をつくる作業は、専門性も必要とすることから、懇談会の報告を受けて、市が作成する考えであります。

原町市まちづくり条例の取り扱いについては、この条例が、今は南相馬市民となった、原町市民がかかわって策定されており、市民の意見が反映されたものとなっております。このことから、南相馬市の一部の市民ではありますが、その意見を全く考慮しないということにはならないと考えています。だからといって、原町市まちづくり基本条例を「基本」として考えていくというようには考えていません。

先進自治体における条例制定の経緯につきましては、一部の自治体を事例とした文献に頼らざるを得ず、網羅的に情報を収集することは難しいものと考えられます。

- 条例制定の経緯を探ろうとすると、原町市まちづくり基本条例だけでも、多くの議論を経て策定していることから、大変なボリュームとなり、他市事例まで理解しようとするのは難しいものと考えます。

原町市における「みんなのまちづくり基本条例をつくる会」の際、まちづくりのビジョンの議論であまりに多くの時間を費やしてしまった経緯があります。

まずは、まちづくり基本条例と自治基本条例とは何が違うのだろうか、市と行政、執行機関とどう違うのだろうかなどの疑問を持ちながら、自治基本条例とはどんなものなのかをみていってはいかがでしょうか。

- 比較することが無駄だといっているわけではありません。今のまちの問題は何なのか、条例はそれを解決するためのものであるべきだと考えています。ですから、今のまちの現状をしっかりと理解する必要があると考えています。

今後の予定では、8月までに懇談会の意見を報告書として取りまとめ、市長に報告することとなっておりますが、その後の懇談会のかかわりはどのようになるのでしょうか。

条例策定は拙速に進めるべきではないと考えています。市議会への上程を12月とし

たのはなぜなのでしょう。

- 南相馬市では12月上旬を目指して総合計画を取りまとめているようです。合併後の基本的な行政運営に係る仕組みについては、概ね平成19年度中に築きたいとの考えがあるようです。

基本条例の条文は、どのように作成することになるのでしょうか。

- 職員で構成されている自治基本条例研究会及び事務局において素案を作成し、市の法務担当である人事法務課との調整を図り原案を作成します。その後、地域協議会への説明及び意見集約、パブリックコメント制度の基での市民の意見の集約を図り、原案を改善することとしております。本原案につきましては、本懇談会への説明をさせていただきご意見を頂戴したいと考えております。

- 原町市まちづくり基本条例の条文には「みんなのまちづくり基本条例をつくる会」の意見を十分反映していただいたと考えています。

市が、本懇談会の報告と異なる条例を制定するとは思えません。

- 条例は法律の範囲内で強制力を持たせられるものと考えています。具体的でしっかりした条文であるべきと考えており、そのためには懇談会において条文まで作成していくべきと考えます。他市の事例として、方言で条例をつくっているところもあるようです。専門家でなければできないということではないように思います。

市民が条文作成にまでかかわることによって、自治基本条例の「重み」が増すものと考えます。

- アパートの多い地区などでは、行政区長もその地区の住民について知らないという状況になっているようです。個人情報の保護も重要ですが、コミュニティを育てていくことが重要であると考えています。

- 今までは行政が自治を担っていたのだと思います。市民はその末端の部分だけ任されていたと思います。今後は、自分のまちのことは自分たちで考えよう、そのためには権利と責務を理解しなければならないのだと考えています。

条例をざっと見てみると、自分たちにはどういう権利があって責務があるのか、どういう仕組みが必要なのか概ねのことがわかります。市民として何ができて、また市に何をしてほしいのかを盛込んでいければ良いと思います。

- 市民から条例策定に向け盛り上がらなければならないのだと思います。

こうありたいというビジョンが盛込まれて良いと思います。市民はこうあるべき、市はこうあるべき、議会はこうあるべきというように。

他市で基本条例を策定する際は、終始専門家が関わっていたように思います。そういう意味では、第三者からみると、原町市まちづくり基本条例は格式に欠けるような気がします。

- 市民が暮らしやすくするための条例が自治基本条例なのだと思います。

原町の事例は、制定後すぐに合併により失効したことから、市民に伝わらなかったように思います。条例制定後は、その条例の趣旨を十分に市民に対し伝えていくことが必要だと思っています。

南相馬市自治基本条例は、原町市まちづくり基本条例を基本としてつくるものと思っていました。

- 一般に、法令は具体性を持っているものと考えますが、自治基本条例は概して抽象的であると感じています。

条例に理想を盛り込むことがあって良いものと考えます。

市民が主権者であること、理想を実現するため、執行者、議会は義務感をもって行政運営をおこなうことなどを、具体的に表すことが必要であると思います。

今はインターネットなどの広まりにより、一般の市民が条例を目にすることができるようになってきました。多様な手段で基本条例を知っていただく取組みが大切だと思います。

条文については、できる範囲で、委員がそれぞれ起草してみてもいいでしょうか。皆で意見を出し合いながらつくるというのでは膨大な時間が必要となると思います。最終的には、専門家に任せるとしても、それぞれ書いてみるということはある程度よいのではないかと思います。

- 条例が「絵に描いたもち」にならないようにしなければなりません。そういう意味で一定の拘束力が必要だと思います。

- 会議の進め方については事前に整理する必要があるものと考えます。そのうえで、事務局が必要な整理をおこなうのが良いと思います。

- 「みんなのまちづくり基本条例をつくる会」のときは、会議で言えなかったこと、疑問に思ったことなどを、会議終了後、個々人で「ふりかえりシート」としてまとめ、事

務局に提出し、その取りまとめたものを次回会議でお知らせするというをやっていました。今回もこのような方法をとるのも良いかと思えます。

- 本日の会議の残り時間をどのように活用したらよろしいでしょうか。
- 今は自治基本条例について勉強をする段階にあると思えます。他市事例との比較は無駄ではないと思えます。
- それでは、これからの時間は、「自治基本条例がどのようなものか」について、原町市まちづくり基本条例と他市条例を比較することによりみていくこととします。比較する条例は、ニセコ町まちづくり基本条例、杉並区自治基本条例、多治見市市政基本条例、岸和田市自治基本条例にしたいと思えます。

(以降、4グループに分かれてグループワークを実施。)

- 本日グループで話しあったことを、また、話しきれなかった部分を補足し、ワークシートにまとめ事務局へ報告してください。事務局ではそれを取りまとめ次回の会議までにとりまとめ、各委員に送付してください。

次回は、「自治」をキーワードにまちの現状、問題・課題について協議する予定となっております。事務局においてワークシートを準備しておりますので、次回会議の際、記入のうえご持参ください。

本日はこれで散会いたします。